

市政創造推進課
寺田様

3/19
自治基本条例検討市民委員
岩橋茂夫

見直し規定について提言いたします

日々の大変お世話とご指導に感謝致します。

最終まとめの段階になり申し訳ありませんが、3/26の委員会で委員会での、検討議題に乗せていただきますようお願い致します。

条例施行の当初、数年間は見直しについて、消極的な態度でなく、調整機能として積極的見直し規定と、機関が必要と思います。

別紙にてご提案致します。

以上

第5章

【見直し規定について】

(案案)

〇市は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。

1. この条例だけでは、補足的に見直しを規定するも、見直しについて消極的であり、既存の条例、要綱、指針等との整合性や条例の実効性など積極的に調査、審議し、調整する仕組みの整備が必要です。(特に新たに基本条例施行元年から2~3年が最もこの仕組みが肝心です)
2. この条例は本市に新しく施行されるもので、最高規範としての基本条例の理念や施策、制度が目的や趣旨に沿ってるか。

- ① この条例がその理念に沿って適切に運用されているか調査、審議する必要がある
- ② 新潟市が定める既存の条例、要綱、指針等に整合性に問題がないか
例えば、【公募に関する指針】では、【~積極的に委員の一部を公募により~】とあるが、自治基本条例の【委員の公募】では【可能な限り】としている、整合性に問題ないか、など。
- ③ したがって、積極的な見直しの仕組み作りとして【自治基本条例推進委員会】【自治推進委員会】等をを設置する必要性を提言します。

【新潟市自治基本条例推進委員会】

(新潟市自治基本条例推進委員会の設置等)

- 〇市長は、この条例の実効性を高め、市民、事業者等及び市による推進体制を確保するため、新潟市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。
- 〇推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善および自治体制の整備等の運営状況を定期的に評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。
- 〇推進委員会は、この条例の運営に係わる市民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市長に意見書を提出することができる。
- 〇推進委員会は、この条例の改正に関する諮問に対する審議を行い、市長に答申を提出するほか、この条例の運営、実施状況の調査に基づき、その改正等について意見書を提出できます。
- 〇前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は別の規則で定める。

3月21日

自治基本条例検討市民委員会
会長 原 敏明様
全委員様 事務局様

委員 藤 田 正

意見書

多くの日時をかけた新潟市自治基本条例の検討市民委員会（以下、委員会と略）に参加して、会長さんを始め皆さんから多くのことを学ぶことができました。本当にありがとうございました。

委員会が終わりますが、どうしても気掛かりのことがありますので意見を述べたいと思います。

その一つは**市民を主権者**と言うことです。

事務局（市）は市民の中に住民でない方が含まれているし、永住外国人も含まれているから主権者と言えないとして反対されているようです。

前者については日本国民はどこに居住しようと、どこにおっても生を受けてから死に至るまで国の主権者であることは誰もが否定出来ない事実です。

また、外国人（永住の他、もっと範囲を広げて定住としている所もある）については最高裁で地方自治体における参政権を認める判決がでており（国で法律制定を怠っている）、これらを背景に主権者と同等に住民投票権を認める自治体が多くなっています。主権者と記載し、永住なり定住なりの居住外国人を含むか、そのように判断される自治基本条例は分かるだけでも静岡市、三鷹市、米原市、岸和田市であります。

この問題を考える基本は、国民が主権者となって参政権を含む基本的人権を手に入れたのは、皆さんもよく知っておられるように封建社会での長い苦しいたたかひを経て、17C～18Cの市民革命（イギリス革命、フランス革命、アメリカ独立）を出発点としています。現代の日本では公害問題を例にとると4大公害地を中心に被害市民や住民が長い公害反対の住民運動を発展させて、まず東京、川崎、大阪等の革新自治体で公害防止などの条例がつくられ、国の公害防止や環境関係の法律制定はその後、全国的運動の発展でようやく実現しました。

12月13日の市民フォーラムでの**西尾勝氏も講演**で自治基本条例制定の意義の一つは「住民自治（＝自治体デモクラシー）を拡げ深めること」をあげ、その中で常設型住民投票制度を例に「…国の法律の中に画かれていない制度をどんどんと自治体の中で実績として積み重ねている動きがあります……」、「…自治体デモクラシーを拡げ深める工夫が何かないかと考えることが大切です。」、「…これまで新潟市が…既にやっていることを…今後も続けますよ……それだけでなく、…もっと新しくこういうところを充実していくべき……、こういう新しい制度が必要でないか

というのを書き込みます。……」と提言されています。

即ち地方自治を充実させて行く新しい制度を創造し制定していくことが、国の法律でもこれを認めざるを得なくなることを強調されています。

「市民が主権者と記述すること」や「常設型住民投票制度」を条例に規定することに何ら問題がないことは明らかです。新潟市や委員会の態度がこの点、何故消極的なのか私は理解できません。これでは「市民自治」は発展しないのではないのでしょうか。

「市民が主権者」を明記することの重要性は、現在の国、地方自治体どの政治も一部の自治体を除いて、主権者である国民・市民（住民）の多数の願いと掛け離れたことが多く行われていることです。国保、介護保険の掛け金の跳ね上がり、各種控除の廃止、増税、軍事体制の強化、教育への国の締め付け、子どもをだめにする競争教育の強化、大企業への特段の優遇と中小企業への貧困な支援、犯罪の激増、政治家の腐敗、談合事件など、あげればきりがありません。これを解決するには国民・市民が自分達が主権者という自覚で政治に参加すると共に、主権者として政治を主体となって動かせる仕組みが保証されることです。

ひとつの私案として、新潟市の場合は多く審議会、検討会等を整理し、常設のまちづくり委員会を設け、まちづくりの総合的計画を市民公募委員（2年経過後、公選制とする）とこの委員会で依頼する専門家で組織し、問題点の洗いだしから計画立案、実施、評価まで行います。この間に市関係部門や議会との話し合い、基本的なことは議会の議決を経ます。

洗い出した市の改善点について、市議会会派と各議員はどのような態度をとるのか、市民に明示し宣誓をします（選挙がある時は立候補の公約による）。

二番目に自治基本条例の基本的考えの「補完性の原理」（中間報告書の資料1のP4）は市民自治の発展にふさわしい考えか、どうか大きな疑問があります。（註 事務局の引用している考え方）

事務局は昇秀樹（名城大都市情報学部教授、20年間自治省職員、都市問題研究会発、都市問題研究55巻7号、平成15年7月）の論文、「補完性の原理」と地方自治制度」の①個人できることは個人で解決（自助）、②個人でできないときは、まず家庭がサポートする（互助）。③家庭で解決できないときは、地域あるいはNPO・NGOがサポートする（共助）。④①～③で、どうしても解決できない問題について、はじめて政府が問題解決にのりだす（公助）—これも基礎的自治体から広域自治体、それでも解決できないときはじめて中央政府がサポートする、をそのまま引用しています。

そして昇氏はこの「原理」の具体化として福祉行政について、「丸抱えの保護」から「自立支援」へ、またこの「原理」は構造改革・行財政改革に積極的な意義づけを与えるものとして、これらの「改革」と称する改悪で長年、国民が粘り強く活動して積み上げた社会保障などの成果を根底から破壊する「規制緩和政策」、無駄使いの赤字の付け

を国民に転嫁する「官から民（民営化）へ」政策を賛美しています。

これは国の国民を苦しめる政策を弁護する理論で絶対許すことが出来ません。

「補完性の原理」については、1994年9月発行の神奈川県自治総合研究センター「補完性の原則と政府に関する調査研究」が詳細な論文を発表しているが、市民と政府関係を「市民は『政府、の施策の対象者』であり、同時に『政府の施策を決定する主体』……」と言う言葉で結んでいます。そしてこの研究は続いているようです。一人の研究者の論理、しかも多様な意見がある中で軽々に引用するのは控えるべきだと思います。

この「原理」の根本がEUとヨーロッパ各国の自主性との関係から法制化されたこと、その起こりは1931年にヨーロッパでファシズムの荒れ狂う中でローマ法王によって一人一人の人間の尊厳を実現するための本人の自主性と社会の支援などを規定したものとされていますが、もっと研究を深めれば、現代の地方分権に適用できないと考えます。問題は世界各国国民が人権や社会保障制度を長い努力で打ち立てたことが社会を進歩させたこと、社会の富を資本の奪い合いに任せることが貧困層の拡大、格差の拡大を生んでいる現実から各段階の政府間の関係、各段階の政府と国民（市民）の関係を考えることが大切だと思います。

三番目に実際に使える条例でないのに、使えるために現在ある関係条例等の改善は全く考えられていないことです。審議会等の運営について、公募委員の問題を含めて改善の必要があります。

四番目に条例の^成作製過程について、市民自治と言いながら原案を市が作成することは方向性を決定づけます。市は結局、原案を固執続け、市民からは市は意見を聞き置く程度と審議会等の審議に不信を抱くこととなります。

五番目に任命制委員に大学で地方自治の専門研究家や民間の研究団体もあるのに、生かされない態度は開かれた行政とは言われないのでない（^下）しょうか、しかも任命委員が他の審議会等の委員を兼ねて、十分な出席が見込まれないのに任命するのは委員会を軽視した甚だ遺憾な態度だと思います。